

定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当取引所は、株式会社東京証券取引所と称し、英文では、Tokyo Stock Exchange, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当取引所は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保その他の取引所金融商品市場の開設に係る業務

(2) 前号に附帯する業務

2 当取引所は、公益及び投資者保護に資するため、有価証券の売買等を公正かつ円滑ならしめることを旨として業務を営むものとする。

一部改正〔平成15年1月6日、平成16年2月2日、平成16年7月1日、平成19年9月30日〕

(本店の所在地)

第 3 条 当取引所は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当取引所の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

一部改正〔平成18年7月5日〕

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当取引所の発行可能株式総数は、9,200,000株とする。

一部改正〔平成18年7月5日〕

(株券の発行)

第 6 条 当取引所は、その株式に係る株券を発行する。

一部改正〔平成15年7月1日、平成18年7月5日〕

(譲渡制限)

第 7 条 譲渡による当取引所の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

一部改正〔平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(相続人等に対する売渡請求)

第 8 条 当取引所は、相続その他の一般承継により当取引所の株式を取得した者に対し、当該株式を当取引所に売り渡すことを請求することができる。

追加〔平成18年7月5日〕

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第 9 条 当取引所は、当取引所の株式及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときには、その募集事項、株主に当該株式又は当該新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその引受けの申込みの期日を取締役会の決議によって定める。

追加〔平成18年7月5日〕、一部改正〔平成19年8月1日〕

(株式取扱規則)

第10条 当取引所が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

一部改正〔平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当取引所の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(基準日)

第12条 当取引所の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。

追加〔平成18年 7 月 5 日〕、一部改正〔平成19年 8 月 1 日〕

(株主総会の招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当取引所は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

追加〔平成18年 7 月 5 日〕、一部改正〔平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月30日〕

(株主総会の決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

一部改正〔平成15年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当取引所の議決権を有する他の出席株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当取引所に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当取引所は、取締役会を置く。

追加〔平成18年 7 月 5 日〕、一部改正〔平成19年 8 月 1 日〕

(取締役の員数)

第18条 当取引所の取締役は、12名以内とする。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 株主総会において、金融商品取引業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で、取引所金融商品市場の運営に関し公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者のうちから、取締役 1 名以上を選任する。

3 前項に規定する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事することができない。

4 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

5 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月30日〕

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、在任の取締役の任期の満了する時までとする。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(代表取締役等)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長については各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役については各若干名を定めることができる。
- 3 当取引所の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月 30 日〕

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長が在任しないとき又は取締役会長に事故あるときは、取締役社長が取締役会を招集し、議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(取締役会の決議の省略)

第25条 議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

追加〔平成18年 7 月 5 日〕、一部改正〔平成19年 8 月 1 日〕

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(取締役の責任免除等)

第27条 当取引所は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当取引所は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

追加〔平成16年 7 月 1 日〕、一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当取引所は監査役及び監査役会を置く。

追加〔平成18年 7 月 5 日〕、一部改正〔平成19年 8 月 1 日〕

(監査役の数)

第29条 当取引所の監査役は、4 名以内とする。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

一部改正〔平成15年7月1日、平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 常勤の監査役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日、平成19年9月30日〕

(監査役会の招集権者)

第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(監査役の責任免除等)

第37条 当取引所は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当取引所は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

追加〔平成16年7月1日〕、一部改正〔平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

第6章 会計監査人

追加〔平成18年7月5日〕

(会計監査人の設置)

第38条 当取引所は会計監査人を置く。

追加〔平成18年7月5日〕、一部改正〔平成19年8月1日〕

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

追加〔平成18年7月5日〕、一部改正〔平成19年8月1日〕

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

追加〔平成18年7月5日〕、一部改正〔平成19年8月1日〕

第 7 章 諮問委員会

一部改正〔平成18年 7 月 5 日〕

(諮問委員会)

第41条 当取引所に諮問委員会を設ける。

- 2 諮問委員会は、当取引所の市場の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。
- 3 諮問委員会の構成、議事手続その他諮問委員会の運営に関し必要な事項は、取締役会において定める諮問委員会規則による。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

第 8 章 取引所金融商品市場

一部改正〔平成18年 7 月 5 日、平成19年 9 月 30日〕

(取引所金融商品市場)

第42条 当取引所の開設する取引所金融商品市場（以下「当取引所の市場」という。）においては、次に掲げる取引を行う。

- (1) 有価証券の売買
- (2) 市場デリバティブ取引

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月 30日〕

(市場デリバティブ取引のための標準物の設定)

第43条 当取引所は、市場デリバティブ取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化した標準物を設定することができる。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月 30日〕

(業務規程及び受託契約準則等)

第44条 当取引所の市場における有価証券の売買等に関して必要な事項は、業務規程をもって定める。

- 2 取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約は、受託契約準則をもって定める。
- 3 当取引所は、前 2 項のほか、当取引所の市場の運営上の必要に応じて、規則を定めることができる。

一部改正〔平成15年 1 月 6 日、平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

第 9 章 取引参加者の調査及び処分

一部改正〔平成18年 7 月 5 日〕

(取引参加者による法令諸規則等の遵守)

第45条 取引参加者は、金融商品取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、法令に基づいてする行政官庁の処分、当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「当取引所の規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月 30日〕

(取引参加者の調査)

第46条 当取引所は、取引参加者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当取引所の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査を行う場合その他の業務規程で定める場合には、その定めるところにより、必要な調査を行うことができる。

一部改正〔平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日、平成19年 9 月 30日〕

(取引参加者の処分)

第47条 当取引所は、取引参加者が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の規則に違反した場合、取引の信義則に背反する行為をした場合その他の業務規程で定める処分事由に該当した場合は、その定めるところにより、過怠金の賦課、当取引所の市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限、取引資格の取消しその他の処分を行うことができる。

一部改正〔平成15年 1 月 6 日、平成16年 7 月 1 日、平成18年 7 月 5 日、平成19年 8 月 1 日〕

第10章 計算

一部改正〔平成18年 7 月 5 日〕

(事業年度)

第48条 当取引所の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(期末配当金)

第49条 当取引所は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

一部改正〔平成15年7月1日、平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(中間配当金)

第50条 当取引所は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

一部改正〔平成15年7月1日、平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

(配当金の除斥期間)

第51条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当取引所はその支払義務を免れる。

2 期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

一部改正〔平成16年7月1日、平成18年7月5日、平成19年8月1日〕

付 則

(施行日)

第1条 本定款は、平成13年11月1日に施行する。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第2条 当取引所の最初の取締役及び監査役の任期は、第16条及び第24条の規定にかかわらず、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(組織変更に際して発行する株式)

第3条 当取引所の組織変更に際して発行する株式の総数は、2,300,000株とする。

付 則

この改正規定は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

第1条 この改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

第2条 平成15年3月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第24条第1項中「就任後4年以内」とあるのは「就任後3年以内」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年7月5日から施行する。

付 則

第1条 この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。ただし、第10条を削る改正規定、第11条から第52条までを1条ずつ繰り上げる改正規定並びに第7条、第9条、第15条及び第21条の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

第2条 改正後の第20条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月22日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、なお従前の例による。